

# 介護職員等によるたんの吸引等に係る変更届出必要事項

※当該一覧は、**特定の者**の研修修了者に係る認定・登録に関して、変更届出が必要な事項をまとめたものです。一覧に記載の様式は、**山形県障がい福祉課**のHPよりダウンロードしてください。

※事業者及び従事者双方とも申請・届出が必要な場合は、事業者で従事者分もとりまとめて送付する等御協力をお願いします。 なお、その際返信用封筒は1部のみで構いません。

No.	届出事由	区分	必要書類等	提出期限
1	実施する特定行為の種類を追加	<p><b>例：既にたんの吸引（口腔内・気管カニューレ内）の認定・登録を受けている者が、さらに経管栄養又は鼻腔内のたんの吸引の特定行為を行う場合等</b></p> <p>事業者（法人）</p>	<p>①(様式3-1)登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）追加登録申請書</p> <p>②(様式1-2)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿</p> <p>③(様式1-4)登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類</p> <p>④業務方法書（変更が生じない場合は提出不要であるが、下記に係る事項について変更する必要がないか必ず確認すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧</li> <li>・緊急時の体制に関する事項</li> <li>・記録等の整備状況に関する事項</li> <li>・介護福祉士への実地研修の実施に関わる事項（登録喀痰吸引等事業者のみ）</li> </ul> <p>⑤既に登録を受けている登録証のコピー</p>	<p>追加しようとする日の1ヶ月前まで申請</p> <p>※申請後おおむね1ヶ月以内に追加の登録証を送付します。（既にお持ちの登録証を書換えるものではありません。既交付の登録証と一緒に大切に保管してください。）</p>
		<p>従事者（介護職員等）</p>	<p>①(様式5-2)認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第三号研修対象）</p> <p>②住民票（抄本）</p> <p>※コピー不可(発効日より3ヶ月以内)</p> <p>③(様式5-3)社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書</p> <p>④研修修了証明書の写し</p> <p>⑤既に交付を受けている認定特定行為業務従事者認定証の原本</p> <p>⑥返信用角形2号封筒</p> <p>（必要な特定記録分の切手を貼付してください。封筒の表面に、送付先の住所及び氏名（事業所の住所及び担当者名）を記載してください。）</p> <p>※返信用角形2号封筒に貼付が必要な切手の金額 （目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4人分までまとめて申請の場合 390円</li> <li>・5人以上まとめて申請の場合 480円</li> </ul>	<p>同上</p> <p>※申請後おおむね1ヶ月以内に特定行為が追加された新たな従事者の認定証を送付します。</p>

2	認定特定行為業務従事者の勤務先の変更	<p><b>例：人事異動等で、既に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けている者の勤務先が変わった場合</b></p>						
	<p>事業者 (法人)</p> <p>①(様式3-2)登録喫煙吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書 ②(様式1-2)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 ③変更内容が分かるもの ・人事異動等があった者の認定特定行為業務従事者認定証の写し ・看護職員の場合、看護師免許証の写し ※勤務先の法人が異なる場合、退職先の事業者について当該届出は必須ですが、再就職先の事業者については当該利用者についてサービスを提供している場合のみ当該届出が必要となります。</p>	<p>変更があった日から10日以内に届出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p>						
	<p>従事者 (介護職員等)</p> <p>①(様式7)認定特定行為業務従事者認定証変更届出書 ②認定特定行為業務従事者認定証の写し ③辞令書等の写し  ※初めてたんの吸引等の研修を修了し、新規に認定証の交付を受けたい場合は、HP掲載の「新規申請の方法」により申請してください。</p>	<p>同上</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p>						
3	<p>特定行為を行う必要が全くなかった場合</p>	<p><b>例Ⅰ：契約終了等により、たんの吸引等の特定行為を必要とする利用者が不在(0人)となった場合</b> <b>例Ⅱ：特定行為を実施できる認定特定行為業務従事者が退職等で不在(0人)となった場合</b></p> <p>※特定行為を必要とする利用者数の減(2人→1人など)の場合は、下記4の方法による。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1238 512 1541"> <p>事業者 (法人)</p> </td> <td data-bbox="512 1238 1198 1541"> <p>①(様式3-3)登録喫煙吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書 ②既に登録を受けている登録証の原本  ※事業所を廃止する場合は、県に対する廃止届のコピーを添付してください。</p> </td> <td data-bbox="1198 1238 1437 1541"> <p>登録を辞退する日の1ヶ月前までに提出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1541 512 2051"> <p>従事者 (介護職員等)</p> </td> <td data-bbox="512 1541 1198 2051"> <p>【死亡による契約終了の場合】 ①(様式1-1)認定特定行為業務従事者認定辞退届出書 ②既に交付を受けている認定特定行為業務従事者認定証の原本 ※辞令書等の写しを提出(退職の場合) ※利用者と事業者間の契約は終了するものの、今後も当該利用者に対して特定行為を実施する可能性がある場合は、上記書類の提出は不要。 ※異動・転勤であって、今後も当該利用者に対してたんの吸引等を実施する場合は、2「認定特定行為業務従事者名の変更」の「従業者」欄に記載の方法により勤務先変更の届出を行うこと。</p> <p>詳しくは、【別添1】を参照。</p> </td> <td data-bbox="1198 1541 1437 2051"> <p>認定を辞退する日の1ヶ月前までに提出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p> </td> </tr> </table>	<p>事業者 (法人)</p>	<p>①(様式3-3)登録喫煙吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書 ②既に登録を受けている登録証の原本  ※事業所を廃止する場合は、県に対する廃止届のコピーを添付してください。</p>	<p>登録を辞退する日の1ヶ月前までに提出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p>	<p>従事者 (介護職員等)</p>	<p>【死亡による契約終了の場合】 ①(様式1-1)認定特定行為業務従事者認定辞退届出書 ②既に交付を受けている認定特定行為業務従事者認定証の原本 ※辞令書等の写しを提出(退職の場合) ※利用者と事業者間の契約は終了するものの、今後も当該利用者に対して特定行為を実施する可能性がある場合は、上記書類の提出は不要。 ※異動・転勤であって、今後も当該利用者に対してたんの吸引等を実施する場合は、2「認定特定行為業務従事者名の変更」の「従業者」欄に記載の方法により勤務先変更の届出を行うこと。</p> <p>詳しくは、【別添1】を参照。</p>	<p>認定を辞退する日の1ヶ月前までに提出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p>
<p>事業者 (法人)</p>	<p>①(様式3-3)登録喫煙吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書 ②既に登録を受けている登録証の原本  ※事業所を廃止する場合は、県に対する廃止届のコピーを添付してください。</p>	<p>登録を辞退する日の1ヶ月前までに提出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p>						
<p>従事者 (介護職員等)</p>	<p>【死亡による契約終了の場合】 ①(様式1-1)認定特定行為業務従事者認定辞退届出書 ②既に交付を受けている認定特定行為業務従事者認定証の原本 ※辞令書等の写しを提出(退職の場合) ※利用者と事業者間の契約は終了するものの、今後も当該利用者に対して特定行為を実施する可能性がある場合は、上記書類の提出は不要。 ※異動・転勤であって、今後も当該利用者に対してたんの吸引等を実施する場合は、2「認定特定行為業務従事者名の変更」の「従業者」欄に記載の方法により勤務先変更の届出を行うこと。</p> <p>詳しくは、【別添1】を参照。</p>	<p>認定を辞退する日の1ヶ月前までに提出</p> <p>※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。</p>						

4	特定行為を必要とする利用者の増減がある場合	<p><b>例：契約開始又は契約終了等により、たんの吸引等の特定行為を必要とする利用者の増減があった場合</b></p> <p>※「増」については、既に認定・登録を受けている特定行為（部位）の範囲内における利用者の変更のみ。特定行為（部位）の追加（Aさんのたんの吸引に加え、Bさんに経管栄養を実施する等）については、 No.1「実施する特定行為の種類を追加」の方法による。</p>		
		事業者（法人）	<p>①(様式3-2)登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書</p> <p>②(様式1-2)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿</p> <p>③変更に係る認定特定行為業務従事者認定証の写し</p>	<p>変更があった日から10日以内に届出</p> <p>※届出のみで、県から送付（発行）するものではありません。</p>
		従事者（介護職員等）	<p>【利用者の増（契約開始）の場合】</p> <p>①(様式5-2)認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第三号研修対象）</p> <p>②住民票（抄本）※コピー不可</p> <p>③(様式5-3)社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書</p> <p>④研修修了証明書の写し</p> <p>⑤既に交付を受けている認定特定行為業務従事者認定証の原本</p> <p>⑥返信用角形2号封筒</p> <p>【利用者の減（契約終了）の場合】</p> <p>①(様式7)認定特定行為業務従事者認定証変更届出書 ※「変更が発生する事項」の「4. その他」に○を付し、変更内容の概要欄に詳細を記載してください。</p> <p>② 認定特定行為業務従事者認定証の原本</p>	<p>開始しようとする日の1ヶ月前まで申請</p> <p>※申請後おおむね1ヶ月以内に新たな認定証を送付します。</p> <p>変更があった日から10日以内に届出</p> <p>※届出後、おおむね1ヶ月以内に新たな認定証を送付します。</p>
5	設置者に係る事項又は業務方法書を変更	<p><b>例：法人名称、法人代表者名、法人の所在地、事業所の名称、事業所の所在地、サービスの種類、寄付行為又は定款の変更があった場合</b></p>		
		事業者（法人）	<p>①(様式3-2)登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録申請書</p> <p>②変更内容が分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書、定款又は寄付行為</li> <li>・定款又は寄付行為</li> <li>・（事業所名、事業所の所在地の変更の場合）県に提出した変更届書の写し</li> <li>・（業務方法書の変更の場合）業務方法書（変更箇所を明記するか、マーカーで変更があった箇所を着色）</li> <li>・（事業所代表者名の変更の場合）辞令等の写し</li> </ul>	<p>変更しようとする日の1ヶ月前まで申請</p> <p>※届出のみで、県から送付（発行）するものではありません。（ただし、事業所名等の変更については、後日変更の旨の登録証を送付します。）</p>
6	認定特定行為業務従事者の【氏名】の変更	<p><b>例：婚姻等により認定特定行為業務従事者の氏名の変更があった場合</b></p>		
		事業者（法人）	<p>①(様式3-2)登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書</p> <p>②(様式1-2)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿</p>	<p>変更があった日から10日以内に届出</p> <p>※届出のみで、県から送付（発行）するものではありません。</p>

		従事者 (介護職員等)	①(様式7)認定特定行為業務従事者認定証変更届出書 ②(様式8)認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書 ③認定特定行為業務従事者認定証の原本 ④住民票(抄本)※コピー不可 ⑤返信用角形2号封筒	変更があった日から10日以内に届出 ※届出後、おおむね1ヶ月以内に新たな認定証を送付します。
7	認定特定行為業務従事者の【住所】の変更	従事者 (介護職員等)	①(様式7)認定特定行為業務従事者認定証変更届出書 ②住民票(抄本)※コピー不可	変更があった日から10日以内に届出 ※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。
8	認定特定行為業務従事者認定証を汚損又は紛失したとき	従事者 (介護職員等)	①(様式8)認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書 ②認定特定行為業務従事者認定証の原本(汚損による再交付の場合) ③返信用角形2号封筒  ※紛失による再交付申請後、紛失した認定証を発見した場合は速やかに返納すること。	随時

以下、登録研修機関における変更届出関係について記載します。

No.	届出事由	区分	必要書類等	提出期限
9	登録研修機関の更新	登録研修機関	①(様式14-1)登録研修機関登録更新申請書 ②(様式12-2)誓約書 ③講師一覧 ④講師履歴書 ⑤研修に必要な設備、備品一覧、図書目録 ⑥業務規程 ⑦(実地研修の一部を委託する場合)当該研修機関に関する資料 ⑧返信用角形2号封筒	登録有効期間満了日の30日前まで申請  ※有効期間は <b>5年間</b> です。  ※申請後、30日以内に登録更新指令書を送付します。
10	登録研修機関の登録内容の変更	登録研修機関	①(様式14-2)登録研修機関変更届出書 ②変更内容が分かる書類 ・(法人の名称・所在地、代表者氏名・住所の変更)登記事項証明書 ・(事業所の名称・所在地の変更)業務規程等変更内容が分かる書類 ・(法人の定款又は寄付行為の変更)法人の定款又は寄付行為、登記事項証明書 ・(講師の変更)新たに就任する講師の履歴書、資格証の写し ・(講師カリキュラムの変更)カリキュラム表 ・(講習で使用する施設の変更)業務規程等 ・(備品の変更)備品一覧 <b>※業務規程の変更については、下記11による。</b>	変更しようとする1ヶ月前まで  ※届出のみで、県から送付(発行)するものではありません。
11	登録研修機関の業務規程書の変更	登録研修機関	①(様式15)登録研修機関業務規程変更届出書 ②変更後の業務規程書(変更箇所を明記)	変更しようとする1ヶ月前まで  ※同上

12	登録研修 機関の業 務の休止	登録研修 機関	<p>①(様式16)登録研修機関休廃止届出書</p> <p>※業務を再開する場合の届出は不要ですが、登録要件を満たさないことを理由に休止していた場合は、要件を満たすこととなった旨を変更届出により提出してください。</p> <p>※休止期間を延長する場合は、既に届け出ている休止期間満了日の<u>1ヶ月前までに</u>再度休止届出を提出してください。</p>	<p>休止しようとする 1ヶ月前まで</p> <p>※同上</p>
13	登録研修 機関の業 務を廃止	登録研修 機関	<p>①(様式16)登録研修機関休廃止届出書</p>	<p>廃止しようとする 1ヶ月前まで</p> <p>※同上</p>

【別添1】

## 【休止・廃止について】申請フローチャート

介護職員等による特定の者へのたんの吸引等を → 行っている（休止・廃止の申請は不要）

↓  
行っていない

↓  
今後利用希望者がいた場合、介護職員等によるたんの吸引等を行う予定があるかどうか

↙  
行う予定である場合

↘  
行わない場合

### 休止の申請

### 廃止の申請

#### 【必要書類】

（詳細は資料②変更届出必要事項一覧No.4参照）

- ・ 様式3-2  
※変更が発生する事項 2. ②へチェック  
変更後の欄に  
契約終了のため利用者0人  
退職により従事者0人  
事業所休止の旨を記入
- ・ 様式1-2  
※従事者、および利用者すべて空欄で可
- ・ 様式1-1  
・ 既に認定を受けている  
認定特定行為業務従事者認定証の原本
- ・ 退職の場合）退職の分かる書類の写し

#### 【必要書類】

（詳細は資料②変更届出必要事項一覧No.3参照）

- ・ 様式3-3
- ・ 既に認定を受けている登録証の原本
- ・ （事業所自体を廃止にしている場合）  
県に提出した事業所の廃止届の写し
- ・ 様式1-1
- ・ 既に認定を受けている  
認定特定行為業務従事者認定証の原本

なお、再び行為を行う場合は  
変更届出必要事項一覧No.4『利用者の増』を  
参照のうえ、申請を行ってください。

各様式データは 県HP  
(URL: <https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kakutankyuin/tan-sinsei-yousiki.html>) より  
ダウンロードしてお使いください。